

元和七年病没。子孫は代々同藩に従ったと伝えられている。
〔参 考 〕
「竹林流附録自他問答」に載っている部分が面白いので一寸抜粋して置く。

○ 「喜左衛門は雪荷が弟子なり。」

細川玄旨どのに召し、つかわれしものなり。建仁寺の寺小法師の子なり。
かれ名字を伴(ばん)というは幽斎どの興ある御方にて伴と呼び給うなり。
寺の小者を小ばんというによって、小の字を略して、かく付け給うと也。

その後幽斎どの雪荷を召して射学をなされ、御家中の侍ともども雪荷のところ、かの者も雪荷弟子数にて幅きき、身のたけも延び、器量の数に入りしなるに雪荷逗留のあいだ宿所として雪荷も彼にこまやかに伝えられしと也。(略)

三、終りに

人物が弓で鹿を射とめようとしている図が、弥生時代の銅鐸に鑄出され「日本書紀」の神武東征伝説の条に、有金靈鷄、飛來止干天皇

弓弾、と述べられている程古い歴史をもつ弓道であるが、田辺領内の、その史料については、私が知る限りでは左の記録が最も古い史料である。

志楽一ノ宮神社文書

(現在、阿良須神社所有巻子の内)

○ 志楽庄一宮神田さん用帳事

合 長祿三年(一四五九) 加地子免除定
納拾七石一斗三升八合内

— (略) —

二年 やぶさめ(流鏑馬) 酒入

三年 同時飯米

一年 馬大豆

— (略) —

上銭

九貫五十匁(匁)内

— (略) —

二百匁(匁) やぶさめいて(流鏑馬射手)の礼銭

— (略) —

長祿四年(一四六〇) 九月十六日

○ 志楽庄春日部村一宮夏田之事

合巻段 但石代也 在所一宮馬場下也

— (略) —

寛正三年(一四六二) 三月十五日

○ 代官 河嶋主計允安秀(書判)

この様な弓道参考史料は他に見当らず、現在はまだ「馬場」「馬立」「的場」等の地名となつて中世山城の遺構のこれと混交し大字、小字に伝称されているに過ぎない。

市域にのこるこの地名の場所は、各地区に散在し数えれば三、四十カ所もあるが、それらは今その殆んどが道路となり宅地となつて消滅し原形を失つて終つた。

また江戸時代の地誌にのこされたこれに類する記録は、前述の様な中世末期の弓道者達が、庶民に膾炙されて語り継がれているうちに變形したものかも知れない。

「丹後国加佐郡寺町在旧記(享保十一年)一七三一」(略) 河辺 由里村(略)

昔源三位頼政知行所之由 申伝る也 頼政

鶉(ぬえ)を射たる節黒ののだけ、此村之野上という百姓の屋敷より出るのを上ルと云、義理にて野上と名付となり」

これと同類の述記は市史に収録した旧語集の中にもあり、弓道や製弓の材料となつた竹

木についての伝称は不思議に市の東地域の大浦地区に多いことを附記して擧筆する。

「京通い」について

— 田辺藩陸運史の一駒 —

瀬 戸 美 秋

(一)

近世田辺藩当時、鮮魚は藩の特産物であつて、その販路は地元はもとより近隣諸藩及び京都まで人馬によって持運ばれていた。これらに従事する日雇賃持人足は在の百姓が多く京都へ通う者を「京通い」と称した。その仕事は、飛脚、魚荷運びが主であり、帰途は田辺へ荷を持帰り、藩内外の商品流通に大きく貢献していた。

ここで「京通い」について若干の資料を紹介し、今後不明な点を解明して全般理解への足がかりとしたい。

「京通い」は、現今も「常便」がその名残りをとどめているが、その発祥は弘化四年の触書によると「前々より仲買より出候魚荷

……◇

を持通い候もの共京通ひ日雇と相立来候……とあるように、相当以前から一大消費地である京都へは、魚荷を運ぶ「京通い」が存在していたようである。藩自体がこの「京通い」を利用して、江戸表或は京都屋敷との連絡にあたらせた。藩が利用するに当り、まず飛脚や日雇人足を常に確保して急の場合の用にあつた。そのために統制し、制度化する必要があつた。その手初めは、日雇人足を差配する日雇頭を

城下町の各年寄りに推挙させ、惣年寄りを通じて藩に申請させ、藩が任命するという方法をとつた。それから「京通い」人足には一定数のワクを設け、藩発行の印札を与えて闇人足を排除し、印札のない者は、魚荷運搬はたとえ自身の魚荷でも運搬を禁じた。そして下

り荷(京都→田辺)も勝手に賃銀をとつて持帰ることを許さなかつた。

ここで延享二年(一七四五)十一月に出された藩の定書をみることにする。

「御当地京通ひ仲付此度御改被遊候依之向後日備持致候者共日備頭久右衛門支配ニて罷成町方より荷請荷物指出候ハ荷物支配共久右衛門ニ被仰付候荷主之儀も諸荷物登セ仕候ハ、久右衛門方へ申遣日備持当為致可申委細御定左印

田辺より京都へ駄賃持之日備之分者自と京丹後屋五兵衛方へ止宿可仕段被仰付候此段ハ御当地御用向丹後屋五兵衛方日備頭同意之セ話仕候付日備共五兵衛方ニ止宿仕罷在候ハ、早速御用之御間欠茂無之事ニ思召候併京都之内ニ而も遠方用儀向杯有之不勝手之節ハ五兵衛方へ其訳申談折節ハ外宿も可仕候尤左様之節者五兵衛相談之上ニ而外宿可仕……」

延享以前何らかの形で藩が「京通い」日雇人足を利用してはいたが、ここで初めて日雇頭をおき、その日雇人足と、町方からの登セ荷物一切をその支配下においた。また京都では、「京通い」日雇人足のみならず魚荷持小商人も指定宿泊所を丹後屋五兵衛方に指定し、こ

れ以外の宿泊を原則として禁止した。この宿ではこれら人足の世話をしして他の宿より低額で止宿させ、京都より田辺への下り荷もすべてこの五兵衛の支配を受けることとしたのである。

(二)

次に、田辺の日雇頭久右衛門は、口銭等の取決めについて藩側に次の案を提出し、認められている。

- 一、從田辺京都江御用御荷持其外諸荷物町方登セ荷物当之口銭之事
 - 一、時廻御飛脚老人
 - 一、二日着御飛脚老人 但六貫匁
 - 一、御供附八貫匁老人
 - 一、御荷物拾貫匁持老人
 - 右何茂老人前ニ拾文宛但シ上貫目御座候ハ
 - 右之割を以口銭取可申候
 - 一、駄播（糞）一枚ニ付三拾文
 - 一、日雇賃銀を取持出候魚荷物其外荷物壹荷ニ付拾文
 - 一、自身之魚荷其外老荷ニ付五文
 - 但京通ひ賃持不仕者自身之商物持登候類魚荷之外口銭取不申候
 - 右之通登セ荷物ニ相懸（掛）ケ取申候
- 以上は藩御用及び一般魚荷の口銭を明示し、

近隣地方へは

- 一、小浜行日雇 口銭七文
 - 一、宮津行同 〃 五文
 - 一、梅迫行同 〃 三文
 - 一、地廻 同 〃 三文
 - 右之通弘方江申来候日備差出候分口銭取申候
- 以上が日雇頭久右衛門の提出した口銭内容で、続けて京都の丹後五兵衛から提出した内容は
- 一、京都より田辺江下り荷物口銭之支
 - 一、時廻シ御飛脚老人
 - 一、二日着御飛脚老人但六貫匁持
 - 一、御供附八貫匁持老人
 - 一、御荷物拾貫匁持老人
 - 右何茂老人前八文
 - 但上貫御座候ハ、右之割を以口銭取可申候
 - 一、諸方より集り荷物五貫匁迄ハ五錢つ、五貫匁より上ハ八錢づ
 - 一、諸事軽目魚物類賃銀ニ応し右之割を以口銭取可申候
 - 一、田辺より京都調物其外自身ニ買申候荷物私宅江取入申ニ付庭銭老荷ニ付四文ツ
 - 右之割を以口銭取可申候
 - 見斗ひ取可申候

以上のとおりで、町々の荷主及び日雇に通達された。

なお、秋田道典の手記には、延享二年十二月「御定日備賃銀之覚」として藩御用のための具体的な定書を記しているが、例えば、「殿様御上下」「御家中」の魚荷物、乗物利用、長持、屏風、たんす、衣桁、槍、弓などの運賃を決めているほか、京都までの各道中宿場までの運賃、また大坂その他丹後・丹波地方の宿場、また地廻りとして天台寺、見樹寺等への乗物利用の場合の賃銀などを細かく規定している。

さて、以上の取決め内容で、筆者に理解のできない名称がでてくる。例えば「時廻シ」「二日着御飛脚」「御供附」「駄糞」等であるが、はっきりとした具体的な動きが不明で、今後お教えいただきたい。

(三)

次に、「京通い」日雇人足をめぐる諸問題について、いくつかの事例を挙げて今後の参考にした。

まず「京通い」日雇人足の賃銀であるが、これらは魚荷買人より或は一般商人から賃銀をとって魚荷とか一般の荷を運んでいたが、これが急に藩御用を優先的に務めるような仕

組みに変えられ、特権日雇頭まで登場して賃銀の上前をはねられることになった。ことに京都宿では荷主や魚荷持小商人がその宿に荷を置くだけで庭銭をとられる結果となった。

これらの賃銀は藩によって固定され、「三政規範」II糸井文庫IIによると、安永年間と思われるが、田辺↓京都間かご日雇人足は一人につき、銀札十三匁五分であった。しかし寛政四年（一七九三）六月「近來日雇共彼是申立仲間を退申度旨」を前面に出してきた。つまるところ、かご日雇の賃銀が安いことの不満からだとして記録している。この賃銀はやがて田辺↓京都間が四匁五分増の十八匁に、京都↓田辺間は、拾匁五分であったものが三匁五分増の十四匁となった。これは無条件ではなく、人足増員と労働強化を条件に向う三カ年間認められた。

また話は前後するが、安永二年（一七七三）田辺より日雇人足が江戸からの藩御用を受けるため御迎日雇に行き、数日間京宿で待たされる事件があり、藩よりはこの間宿賃のみ支払い、日当は無視された。そこで生活に困り日雇頭を通じて藩側に次のように願出ている。すなわち、三日間だけは無条件で待ち、もし四日目にかければ一日の日当十三匁五分を

三つ割にして、一日につき四匁あてを要求した。そして宿払いは日雇方で行うというものである。この件は安永二年六月に三日までは一日百文、一日でも過ぎると一日百文ずつの増賃銀払いを行うことに改定された。

(四)

次の問題点は、幕末に近付くにつれて藩の御用も繁多となり、日雇人足に事欠き藩自体が困難を来し、先に述べた安永年間の賃上げ要求に対し、これを向う三カ年間認める替りに現在の八十数人の人足を増員し、ノルマを上げることを約束させられたが、日雇人足たちは各自仲間を退きたいと藩側に抵抗を示し前述の改定となった。

しかし天保四年（一八三三）「京通い」の日雇人足が、京通いをしながら御用も勤めず、定法を無視したため、藩御用に支障を来し、改めて百十人に印札を渡し御用を勤めさせることになったが、日雇人足のほとんどが百姓で占められている関係上「農業専ニ可稼之処右様ニ致候而者御趣意ニ不相叶候」と言いながらも止むを得ないものとして認め、その代りこの天保四年以降のこの人数を増やさず、自然減を企図した。

だが天保十四年（一八四三）には、この仲

間の解払いを行ったが、たちまち藩御用に支障を来して百四十人と解払い直前の人数に戻し、京通いの再編成を行った。弘化二年（一八四五）十一月にはこの百四十人のワクにとられず、町方で難渋人が「京通い」日雇稼ぎを希望するときは、日雇頭まで申出るよう町方に触れ、失業救済と藩自体の御用の円滑化をはかった。しかし弘化四年（一八四七）に入ると、「藩御用を務める『京通い』」はもとより、一般の運送を行う日雇人足は一人もいなくなり、自らが販売商人として活躍を始めた。同年の次の触書の一部は、そのことを物語っている。

「：近頃ハ登リ之魚荷仲買共へ申談買請自分之荷物ニ致持登リ迎印札上ケ切候者追々ニ相増此節ニ而者不残右様ニ致成し京通ひ日雇老人も無之由ニ而御用筋并諸向差支候」

（点 筆者註）

つまり歩の悪い御用や、魚荷仲買や一般から賃銀（固定された）取って持運ぶより、直接魚荷仲買から魚を買取って自分の荷として、京都へ登り販売する小商人と化した。

さて彼らは、藩の命令で当然京の指定宿に止宿し、下りは、その宿に集まった荷を宿主の差配を受けて持帰るのが順序であるが、右

のような状態では、このことが守られているはずはない。彼らは、京都で下り荷の多く集まる宿に、銘々止宿し、

「下り荷物之分自分荷物者格別賃銀を取
下り荷持通ひ候。」(弘化四年触書)

全くの京指定宿無視に出ている。

これらの事情は、安永九年(一七八〇)、天明三年(一七八三)等に京宿より苦情が出されていることで知れる。

これらの傾向は、ずうーっと以前からあったであろうことが想定されるが、そのたびに藩は元の姿にかえそうと努力した。すなわち一町一村ごとに「京通い」賃稼ぎをしている者を役人に取調べさせ、登録させて印札を渡し、印札のない者は、一切自分の魚荷でも「京通い」させないよう、ことに嘉永元年(一八四八)には真倉番所で魚荷持ちを厳重にチェックした。

日雇人足の定数は、弘化四年に十人増員し百五十人となっているが、ヤミの「京通い」はその後も増え続け、町方の難渡人をこの「京通い」に誘ってはいるが、藩御用の義務を負わされることきらって、思うように軌道に乗っていない。次の数字は「京通い」日雇人足の町・在別出身数である。(弘化四年)

在(農村百姓) 百二十人(八〇%)
町(町人) 三十人(二〇%)

ほとんどが百姓で占められ、難渡人を救うのは町方より在の百姓ではなかったか。

「京通い」が賃銀をとる日雇いから出発し、途中で藩が介入し、藩御用優先をねらって間に日雇頭をおき免許制にしたが、効果が挙げられず、再三再四定数を増やし、藩のために建直しを企てたが失敗し、日雇人足は、自らの意志で小商人に変化していった。

商業資本の発達は、封建体制を崩してゆく姿を、まざまざと見せている。藩の百姓に対

大・小区制に見る史料の一斑

吉田美昌

舞鶴市字行永、上羽憲一氏蔵の文書に、大・小区制が布かれた当時(明治五壬申年)第十五大区の区長らの任命経過の掌控があつて、廃藩置県直後における地方自治制度の初期の姿を見ることが出来る。

上羽家は、田辺藩における祖母谷組の大庄

する他職へ就務することの抑圧を試み、その反面小刻みに許可せざるを得ない、しかもその許可は、その者の一代限りで自然消滅をねらったが、効果はなかったことは当然である。「京通い」日雇いの定数も、従事している者にそのまま印札を与えていることから、町人が少なく、百姓が圧倒的に多いことが一体何を物語っているか、解答はおのずから明らかである。

〔参考文献〕 竹屋町・平野屋町各文書、三政規範、秋田道典翁手記等

屋を世襲していた素封家で、同家の「代々記」は地方史研究の上で貴重な史料である。

田辺藩における大庄屋制は、市内西方寺、今田七郎右衛門氏蔵の「大庄屋御用覚帳」によると

「正保三年(一六四六)戌十一月始テ在方

江大庄屋被仰付

とあつて、池之内組、祖母谷組、志楽組、大浦組、中筋組、川口下組、川口中組、川口上組の八組が初出している。

上羽家の「代々記」は、二代作右エ門家好が細川越中守(忠興)に隨身し、嫡子で三代の与惣左エ門宗光と九州小倉へ供奉したが、父作右エ門の死によって与惣左エ門は三年で帰村している。

大庄屋役被命の初見は、この三代与惣左エ門宗光の時、宗光は明暦二申(一六五六)六月廿一日、九七才で他界しているから、逆算すると正保三年は八七才の時に当る。

このあと、四代作右エ門家満も貞享二年(一六八五)、八四才で他界するまで大庄屋役であった旨の書上げがあり、ついで五代与惣左エ門家政も享保六年(一七二一)、七五才で他界するまで大庄屋六年を勤めたとしているが、六代から八代までは何らかの事情があつて役職にはついていない。

九代与惣左エ門家富になって、再び大庄屋役(寛政二年一七九〇)を勤めたが、十代には、また書込みがなく、十一代の同苗与惣左エ門家富が、大庄屋支配下の庄屋役になっている。

十一代は、弘化六酉年(一八四九)に退役(嘉永二年の誤りカ)、嘉永五年(一八五二)に再び庄屋役に復帰し明治七年一月十三日(太陽暦)に他界している。

大・小区制は、明治政府が地方行政組織を把握するため、明治四年「戸籍法」を公布し、それまでの宗盲人別帳を廃止し、戸籍の編成業務を合理的に行うため戸籍区をおき、これが指導統括のため地方行政官として区長・戸長をおくこととしたもので、翌五年四月に実施、これに伴い、従来の町村制と大庄屋・庄屋・年寄の称を廃止した。

明治四年七月十四日廃藩置県で、舞鶴藩は県となったが、十一月二日に府県の統廃合が行われて、全国を三府七二県とし、舞鶴県は宮津、峰山と共に県を廃され、丹後五郡は豊岡県の支配機構の中に入った。

豊岡県下は、二一の大区と一一七の小区に分けられ、加佐郡内は二大区一二小区(舞鶴町以西を十四大区六小区、以東を十五大区六小区)に分かれ、行政範囲の大きい大区には区長、小区には副区長、旧町村には戸長がおかれ、これらの役職者には元大庄屋、庄屋などが選任された。大・小区の上には総区長がおかれ、泉源寺村の元大庄屋梅垣西浦が就任

した。

〔史料〕

壬申五月廿三日区長并見習副区長同見習人撰被仰出候同廿七日参会ニ而人撰入札持参六月朔日吉坂村弥平次(福村カ)組惣代西組より南山村次郎左エ門両人当県着

外ニ与惣左エ門作衛東西より四人湯吞所へ罷出塩沢儀一郎様御前ニ而開札致し下り候同十日朝五ツ時御用被仰付御申渡し乍太儀役儀御頼被ル成

- 区長 梅垣西浦(泉源寺村)
- 副区長 江上甚兵衛(長浜村)
- 同見習 安久兵左エ門(上安久村)
- 副区長 梅原六右エ門(平村)
- 同見習 安田源左エ門(赤野村カ)
- 同 高田久兵衛(京田村)
- 見習 水嶋惣エ門(成生村カ)
- 右之人数四ツ時御用 (天カ)
- 外ニ 区長見習 池田弥太郎(行永村)
- 副区長 木船衛門(溝尻村)
- 見習 上羽与惣左エ門(行永村)
- 副区長 行永太左エ門(小倉村)
- 見習 林次兵衛(登尾村)
- 右之人数外延引ニ付
- 右之人数惣代与三左右エ門罷出御差紙不残